

公立大学法人秋田県立大学教育研究協議会規程

平成18年4月1日

規程第31号

改正 平成20年4月1日

改正 令和5年9月6日

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人秋田県立大学定款（以下「定款」という。）第19条第1項に規定する教育研究協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 教育研究協議会は、定款第20条に掲げる事項を審議する。

(招集)

第3条 教育研究協議会は、理事長が招集する。

(委員の任期)

第4条 教育研究協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(議長)

第5条 教育研究協議会の議長は、学長をもって充てる。

(定足数)

第6条 教育研究協議会は、構成員の過半数の出席により成立する。

(議事及び議事要旨)

第7条 教育研究協議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 審議事項のうち議長が認めた議事については、書面又は電磁的記録により審議に付することができるものとする。この場合において、前項の規定にかかわらず、構成員（当該議事について議決に加わることができるものに限る。）の3分の2以上が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該議事を可決する旨の会議の議決があったものとみなす。

3 教育研究協議会の審議内容については、議事要旨を作成する。

(委員以外の者の出席)

第8条 学長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を教育研究協議会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第9条 教育研究協議会の庶務は、企画・広報本部においてこれを行う。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、教育研究協議会の運営に関し必要な事項は、教育研究協議会が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年9月6日から施行する。